

〈スーパー積金規定〉

1. (掛金の払込み)

スーパー積金（以下「この積金」という。）は、証書記載の払込日に掛金を払ってください。払込のときは必ずこの証書等をご持参ください。

また、掛金の一回あたりの最低金額は1,000円以上、100円単位とします。

2. (給付契約金の支払時期)

この積金は、満期日以後に給付契約金を支払います。

3. (払込みの遅延)

この積金の払込みが遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。または証書面記載の利回りに準じて計算した遅延利息をいただきます。

4. (給付補填金等の計算)

(1) この積金の給付補填金は、証書面記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。

(2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、つぎにより利息相当額を計算します。

① この積金の契約期間中に証書面記載の掛け金総額に達しないときは、初回払込日から満期日の前日までの期間について、つぎの③によって計算し、この積金の掛金残高とともに支払います。

② この積金を定期預金・通知預金・定期積金共通規定第4条1項により満期前に解約する場合および同規定第4条4項の規定により解約する場合には、初回払込日から解約日の前日までの期間について、つぎの③によって計算し、この積金の掛金残高とともに支払います。

③ 前各号の期間に応じた計算は、次によります（小数点第3位以下は切捨てます。）この場合のこの計算の単位は100円とします。ただし、B.の利率が解約日の普通預金利率を下回る場合は、当該普通預金利率とします。

A. 初回払込日から期間が12か月未満のもの……解約日の普通預金利率

B. 初回払込日から期間が12か月以上のもの……約定年利回×60%

5. (先払割引金の計算等)

(1) この積金の掛金が払込日前に払込まれたときは、先払割引金を証書面記載の利回りに準じて満期日に計算します。この場合、先払日数30日以上のものに限ります。

(2) 先払分に応じて満期日の繰上げは行いません。

6. (満期日以後の利息)

この積金を満期日後に解約する場合、給付契約金（掛金総額に達しないときは掛金残高）に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算した利息を支払います。

7. (解約)

この積金を解約するときは、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。

以上

2024年9月2日改定